

陸上自衛隊第8師団仕様書		
物品番号	仕様書番号	
目標物自動捕捉装置による 物体検知及び技術援助役務	作成	令和7年8月20日
	変更	年月日
	作成部隊等名	第8師団司令部第2部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊第8師団による目標物自動捕捉装置による物体検知に必要な機器の維持・運営に係る技術援助役務について適用する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.2.2 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

陸上自衛隊第8師団の計画する訓練において、目標物自動捕捉装置を用いて各部隊の動静状況を自動的に監視・把握・検知し、これらの情報をシームレスに目視確認するために必要な電子機器の運営及び同機器と接続する各種機器の維持・運営に係る技術支援を実施する。

2.2 役務内容

- a) 電子機器の運営（契約相手方の監督下において官側が操作等を実施）
- b) 装置の維持・運営に必要な技術者の派遣
- c) 各種機器の維持・運営に係る支援
- d) その他技術的事項に関する支援

2.3 実施場所

奄美大島（細部は別途官側との調整による。）

2.4 実施時期

令和7年10月22日（水）～29日（水）までのうちの3日間（日数が増える場合等においては別途官側との調整による。）

2.5 製品の規格

品名	製品名 ^{a)}
目標物自動捕捉装置	(株) IHIジェットサービス「iSEALS Portable」又は同等以上のもの。（他社製品を含む。）
注 ^{a)} ここに記載した製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2.6 性能・諸元等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 動静状況を自動的に監視・把握・検知する対象物として、人・車両（3 tトラック・1 tトラック・水陸両用車（AAV）・10式戦車・高機動車・航空機（無人航空機を含む）・艦艇等とする。
- b) 装置の構成は、電子機器（タブレット端末）・監視カメラ（光学・赤外）・GPS・HDMIケーブルまたはBNCケーブル・電源ケーブルとする。
- c) 電源は、AC100V（50/60Hz）とする。

2.7 技術支援

- a) 技術援助を実施するにあたり必要な装置、消耗品などすべて契約相手方負担とする。
- b) 現地における作業は、機器の設置、機器の初期設定、調整及び官側の機器操作支援とする。
なお、この役務作業を実施するにあたり、現地にて実施作業に含まれない作業ではあるものの必要と認められる作業については都度官側との協議によるものとする。
- d) 期間内における装置の維持・運営に必要な技術者の派遣を行う。
- e) 派遣期間、支援内容については官側との調整による。
- f) 各種資料の提出
 - 1) 作業記録表（様式適宜）を作成し、現地監督官の確認を受けるものとする。
 - 2) 提出媒体は紙とする。
 - 3) 提出時期は、日々作業終了後とする。

3 官側の支援

役務作業において、官の使用する施設、器材などを確認または使用する必要性が生じた場合は、官側と別途協議の上、官側の支援を無償で受けることができる。ただし、契約の相手方は、この役務作業において、損傷などが発生した場合は速やかに官側へ報告するとともに、器材の管理責任は全て契約の相手方にあるものとし、契約の相手方の負担において元の状態に復旧するものとする。

4 国籍要件

契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する団体等、その他を結成または加入し若しくは協力していないことを証明または誓約し、若しくは保証できる者とする。

5 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用、その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

6 情報の保全

契約相手方は、保護すべき情報及びこの契約の履行に当たり、知り得た非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”によって（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）適切に管理しなければならない。この場合、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知しなければならない。

- a) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

- b) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保護する履行体制

7 本契約履行の実施体制

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議しなければならない。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 前記a)の業務従事者が、この契約の履行で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ。
- c) 上記a)の業務従事者が、前記イに掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ。
- d) 前記c)の業務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

8 その他

本仕様書に疑義がある場合には官側と調整するものとする。

9 細部問い合わせ先

陸上自衛隊第8師団司令部第2部 情報幹部 096-343-3141 内線3464